

大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会指導救命士認定要領 新旧対照表

(案) 改正後	改正前
大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会指導救命士認定要領	大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会指導救命士認定要領
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(認定基準)	(認定基準)
第4条 指導救命士は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	第4条 指導救命士は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
(1) 救急救命士として、通算5年以上の実務経験を有していること。	(1) 救急救命士として、通算5年以上の実務経験を有していること。
(2) 救急隊長(代行、代理を含む)として、通算5年以上の実務経験を有していること。	(2) 救急隊長(代行、代理を含む)として、通算5年以上の実務経験を有していること。
(3) 特定行為の実施または補助として25件以上の経験を有していること。	(3) 特定行為の実施または補助として25件以上の経験を有していること。
(4) 総務省消防庁が示す指導救命士養成カリキュラムに基づく養成研修(平成26年度以降に消防大学救急科、一般財団法人救急振興財団または、平成29年度以降に大阪市高度専門教育訓練センターが実施する養成研修(別紙)(以下、「養成教育」という。)を修了していること。または、一定の指導経験を有していること。	(4) 総務省消防庁が示す指導救命士養成カリキュラムに基づく養成研修(平成26年度以降に消防大学救急科、一般財団法人救急振興財団または、平成29年度以降に大阪市高度専門教育訓練センターが実施する養成研修(別紙)(以下、「養成教育」という。)を修了していること。または、一定の指導経験を有していること。
(5) 教育指導(救急救命士に対する再教育ガイドライン中の教育項目にある教育指導)や研究発表(救急救命士に対する再教育ガイドライン中の教育項目にある学術集会・研究会)について2回以上の指導、発表の経験を有していること。	(5) 教育指導(救急救命士に対する再教育ガイドライン中の教育項目にある教育指導)や研究発表(救急救命士に対する再教育ガイドライン中の教育項目にある学術集会・研究会)について2回以上の指導、発表の経験を有していること。
(6) 地域MC会長の推薦を受けていること。	(6) 地域MC会長の推薦を受けていること。
2 前項第4号の一定の指導経験とは、平成26年度以降において、救急救命士養成所、消防大学校または、救急ワークステーションで1年以上継続して指導した経験をいう。	2 前項第4号の一定の指導経験とは、平成26年度以降において、救急救命士養成所、消防大学校または、救急ワークステーションで1年以上継続して指導した経験をいう。
<u>(削除)</u>	3 <u>平成31年度末までの間は、申請時、救急関連業務^(※)に従事する者については次の各号のいずれかに該当する経験を第1項第4号の一定の指導経験とみなす。</u>
	<u>(※1) 救急関連業務とは所属本部などにおいて救急隊等への指導、地域MCとの調整等に係る業務をいう。</u>
	<u>(1) 救急関連業務に1年以上継続して従事した経験。</u>
	<u>(2) 平成25年度以前に救急救命士養成所、大阪府立消防学校で1年以上継続して指導した経験。</u>
	<u>(3) 消防学校における初任教育等で1年以上継続して指導した経験。</u>
	4 <u>本要領運用開始時において、指導的立場の救急救命士として運用されている救急救命士は、平成29年度に限り、第1項第1号から第5号までの要件を満たすものとする。</u>
<u>(削除)</u>	
<u>(削除)</u>	
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)
(認定更新申請)	(認定更新申請)
第8条 認定の有効期限終了後も認定の継続を希望する指導救命士は、所属本部の消防長にその旨を申し出、申し出を受けた所属本部の消防長は、当該申し出を適当と認めるときは、次の各号に掲げる書類により、有効期限終了の1か月前(有効期限終了日の前日から起算して30日前の応当日)までに、高度化部会部会長に認定更新を申請する。	第8条 認定の有効期限終了後も認定の継続を希望する指導救命士は、所属本部の消防長にその旨を申し出、申し出を受けた所属本部の消防長は、当該申し出を適当と認めるときは、次の各号に掲げる書類により、有効期限終了の1か月前(有効期限終了日の前日から起算して30日前の応当日)までに、高度化部会部会長に認定更新を申請する。
(1) 指導救命士の認定更新申請書(様式第5号) 1部	(1) 指導救命士の認定更新申請書(様式第5号)
(2) 指導実績管理票(様式第6号) 1部	(2) 指導実績管理票(様式第6号)
(3) 指導救命士業務実績管理票(様式第7号) 1部	(3) 指導救命士業務実績管理票(様式第7号)

<p>(4) 指導救命士養成教育の修了証 (写し) 1部</p> <p>(5) 指導救命士推薦状 (様式第3号) 1部</p> <p>(6) 指導救命士の認定証 (写し) 1部</p> <p>(認定更新の基準)</p> <p>第9条 指導救命士の認定更新にあたっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 認定日以降において別途定める指導実績 (年間33単位) 及び業務実績 (年間10単位) を有していること。</p> <p>(2) 第4条第1項第4号の養成教育を修了していること。または平成26年度以降において、救急救命士養成所、消防大学校で、1年以上継続して同養成教育の指導あるいは管理的立場の経験を有する、若しくは、<u>救急ワークステーションで同養成教育と同等の教育^(※1)を受けていること。</u></p> <p><u>(※1) 高度化部会部会長が同等の教育と認めたものに限る。</u></p> <p>(3) 地域MC会長の推薦を受けていること。</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>(再認定申請)</p> <p>第16条 第13条第1項第2号から第4号および第6号に掲げる事由により認定を取り消された者で、再度、指導救命士としての認定を希望する者は、所属本部の消防長にその旨を申し出、申し出を受けた所属本部の消防長は、当該申し出を適当と認めるときは、次の各号に掲げる書類により、高度化部会部会長に指導救命士の再認定を申請する。</p> <p>(1) 指導救命士の再認定申請書 (様式第10号) 1部</p> <p>(2) 経歴書 (様式第2号) 1部</p> <p>(3) 指導救命士養成教育の修了書 (写し) 1部</p> <p>(4) 指導救命士推薦状 (様式第3号) 1部</p> <p>(5) 指導救命士の認定証 (写し) 1部</p> <p>(再認定基準)</p> <p>第17条 指導救命士の再認定にあたっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項第4号から第6号に掲げる要件</p> <p>(2) 地域MC会長の推薦を受けていること。</p> <p>2 指導救命士の再認定にあたっては、<u>第4条第2項は適用しない。ただし、認定取消の事由が第13条第1項第2号の場合は、第4条第2項を適用することができるものとする。</u></p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 <u>この要領は、令和2年 月 日から適用する。</u></p>	<p>(4) 指導救命士養成教育の修了証 (写し)</p> <p>(5) 指導救命士推薦状 (様式第3号) (新設)</p> <p>(認定更新の基準)</p> <p>第9条 指導救命士の認定更新にあたっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 認定日以降において別途定める指導実績 (年間33単位) 及び業務実績 (年間10単位) を有していること。</p> <p>(2) 第4条第1項第4号の養成教育を修了していること。または平成26年度以降において、救急救命士養成所、消防大学校で、1年以上継続して同養成教育の指導あるいは管理的立場の経験を有すること。</p> <p>(3) 地域MC会長の推薦を受けていること。</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>(再認定申請)</p> <p>第16条 第13条第1項第2号から第4号および第6号に掲げる事由により認定を取り消された者で、再度、指導救命士としての認定を希望する者は、所属本部の消防長にその旨を申し出、申し出を受けた所属本部の消防長は、当該申し出を適当と認めるときは、次の各号に掲げる書類により、高度化部会部会長に指導救命士の再認定を申請する。</p> <p>(1) 指導救命士の再認定申請書 (様式第10号) 1部</p> <p>(2) 経歴書 (様式第2号) 1部</p> <p>(3) 指導救命士養成教育の修了書 (写し) 1部</p> <p>(4) 指導救命士推薦状 (様式第3号) 1部 (新設)</p> <p>(再認定基準)</p> <p>第17条 指導救命士の再認定にあたっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項第4号から第6号に掲げる要件</p> <p>(2) 地域MC会長の推薦を受けていること。</p> <p>2 指導救命士の再認定にあたっては、<u>第4条第2項から第4項は適用しない。ただし、認定取消の事由が第13条第1項第2号の場合は、第4条第2項を適用することができるものとする。</u></p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>附 則 (略) (新設)</p>
---	--